

2016年12月28日号 第1号

発行: 公益財団法人 国際労務管理財団 介護チーム

- | 本号の内容
- | 1. 発刊のご挨拶
- | 2. 外国人技能実習のパブリックコメントが始まりました
- | 3. 介護職種追加の動向
- | 4. Q&A

1. 発刊のご挨拶

外国人技能実習法が11月28日に公布され、法の施行に合わせて待望の介護職種も一年以内に追加されることになりました。当財団では、かねてから介護職種の追加に関する正確かつ迅速な情報のご提供に努めて参りましたが、今後、時々刻々と明らかになる内容をご希望の方へメールニュースの形でご提供したいと思っております。受入介護施設の皆様や入居者の皆様、実習生など多くのステークホルダーの皆さまに喜んでいただけるよう、優しい笑顔にあふれた実習生の受入をサポートしてまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。

2. 外国人技能実習のパブリックコメントが始まりました

介護職種の追加を来年に控え、12月16日に関係政省令案が公示され、1か月間のパブリックコメント募集が始まりました。この意見公募手続きは、法律の政令や省令等を決めようとするときに、あらかじめその案を公表し、広く国民の意見、情報を募集し、より良い意思決定に資する行政手続です。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDE&TAIL&id=495160313&Mode=0>

- ・[意見募集要領 \(PDF\)](#)
- ・[技能実習法施行令案【概要】\(PDF\)](#)
- ・[技能実習法施行規則の一部改正省令案【概要・案文・様式】\(PDF\)](#)
- ・[技能実習法に係るe-文書法施行規則案【概要】\(PDF\)](#)
- ・[基本方針案【概要・案文】\(PDF\)](#)
- ・[個人情報取扱指針案【概要】\(PDF\)](#)
- ・[能開法施行規則等の一部改正省令案【概要】\(PDF\)](#)
- ・[移行対象職種追加等事務取扱要領案【案文】\(PDF\)](#)
- ・[\(参考\)優良な実習実施者及び監理団体について\(PDF\)](#)

このなかには、優良な機関には3年から5年への実習期間の延長、人数枠の拡大などが具体的に提案されています。優良な機関とみなされるには、項目毎に判断基準を満たすことが求められていますので、受入を予定しているところは今から条件整備を図ることが必要です。また、ご意見等を表明する良いチャンスですので、この機会をお見逃しなく、意見を表明されてはいかがでしょうか。

☆提出期限及び提出方法 2017年1月14日必着

(1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合「パブリックコメント:意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント:意見提出フォーム」より提出。

※ご参考 電子政府総合窓口(e-Gov)<http://www.e-gov.go.jp/>

(2) 郵送する場合

〒100-8916東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省職業能力開発局海外協力課法規係宛

(3)FAXの場合

FAX番号:03-3502-2630

厚生労働省職業能力開発局海外協力課法規係宛

※FAXで提出される場合には、あらかじめご連絡要

海外協力課法規係 03-5253-1111(内線 5882)

3. 介護職種追加の動向

外国人技能実習法が衆議院や参議院で審議され、案が可決される際に附帯決議が付されましたが、そのなかでは、介護職種について、日本語能力などの必要なコミュニケーション能力の確保等の以下の七点についての適切な対応策を定めたいうで行うことなどが盛り込まれました。

- ①業務内容・範囲の明確化
- ②必要なコミュニケーション能力の確保
- ③適切な公的評価システムの構築
- ④適切な実習実施機関の対象範囲の設定
- ⑤適切な実習体制の確保
- ⑥日本人との同等処遇の担保
- ⑦監理団体による監理の徹底

詳しくは添付資料(制度設計の考え方)をご参照ください。

11月28日付厚生労働省社会・援護局長名の「[外国人技能実習制度への介護職種の追加等について\(通知\)](#)」が都道府県知事等宛で出されています。職種追加がなされる前に、このような通知が出されたことから、厚生労働省の意気込みがうかがわれます。

4. Q&A

Q1 介護職種実習生はどんな仕事を通じて技能を修得するか？

一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしくみ・ことと身体のしくみ等の理解に裏付けられた以下の業務を通じて技能を習得します。

- ・必須業務 入浴、食事、排泄等の介助等の身体介護
- ・関連業務 身体介護以外の支援(掃除、洗濯、調理等)、間接業務(記録、申し送り等)
- ・周辺業務 その他(お知らせなどの掲示物の管理等)

Q2 介護職種については、他の職種にない制約がありますか？

- ・必要なコミュニケーション能力として、入国時に「N3」程度(日常的な場面であられる日本語をある程度理解することができる)が望ましい水準、「N4」程度(基本的な日本語を理解することができる)が要件。2年目は「N3」程度が要件とされています。
- ・実習実施機関が介護福祉士国家試験の実務経験対象施設(訪問系を除く)であること・監理団体が介護固有要件を具備する必要があるとされていますが、その詳細はまだ公表されていません。N3程度までコミュニケーション能力を高める日本語教育態勢などが問われる可能性があります。

Q3 日本語能力はどのようにして評価されるのですか？

「介護追加に係る制度設計の考え方」には日本語能力試験として、独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が実施している JLPT(日本語能力試験)が例として挙げられています。しかし、JLPT は、国内及び海外で、7月と12月にしか実施されておら

ず、入国時期によっては実習生の受験のチャンスが限られているため、不公平が生じることが予想されます。
そのため実施頻度の変更や、これに代わりうる日本語試験を評価に加える等の検討がなされています。

Q4 介護職種の技能評価機関は決まっていますか？

介護職種の試験実施機関は、技能実習の新制度で求められる要件を満たす団体を選定することになってはいますが、まだ公表されていません。
試験実施機関は、営利を目的としない団体、専門的知見を有すること、継続実施が可能な財政上の基盤、適正かつ確実に実施するための必要な組織、試験業務の継続実施が可能な財政上の基盤や施設・設備、試験に係る事前講習会や事前教育等を実施していない、評価にあたる者の適正かつ公正な選任、監理団体又は実習実施者の要請に応じ随時試験の実施や適切な場所(全国)で試験の実施が可能であること、などが要件となっています。

Q5 職種追加されるまでにはどんな手続きがあるのですか？

介護職種の追加は、移行対象職種追加等事務取扱要領(案)に沿って進められると考えられています。
介護職種は、職業能力開発促進法第44条第1項に規定する検定職種がないので、業界内の合意を得て、技能実習評価試験を担う指定試験実施機関を決めることがまず必要です。
技能実習評価試験として認定を受けるために、指定試験実施機関が認定申請を行います。指定試験実施機関が、試験基準案を作成し、学識経験者や実務担当者等からヒアリングを行い、技能実習計画の審査基準案を作成します。
職業能力開発局長は技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議を開催し、認定基準に適合しているかどうか確認を求めます。その結果を踏まえ、評価試験の運用が可能となった後、能力開発促進法施行規則の改正を行い、能力開発局長が審査基準を決定し、告示によって介護職種が追加されます。指定試験実施機関が検定職種の基礎等級等の評価試験の作成・試行運用を行います。

5. あとがき

不明の点が多いなかではありますが、介護職種追加に関する最新情報を送らせていただきました。
お気づきの点、質問、ご要望等ございましたら、ぜひお寄せ下さい。

より良い介護技能実習を、貴施設において実現させることに繋がれば、幸甚です。

▽記事に関するお問い合わせはこちら、ご意見ご感想もお待ちしています♪

E-mail: kaigo@ipm.or.jp

▼配信停止は下記よりお願い致します。

E-mail: kaigo@ipm.or.jp

=====

発行：公益財団法人 国際労務管理財団(I.P.M.) 介護チーム

Tel: 03-3354-4841

E-mail: kaigo@ipm.or.jp URL: <http://www.ipm.or.jp>

本部：東京都新宿区新宿1-26-6 新宿加藤ビル7階

事務所：仙台・名古屋・大阪・広島・福岡・六甲研修センター

=====

※全文、または一部の記事の無断転載を禁じます。